

議案第19号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡大する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)
第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に <u>勤務した</u> 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に <u>勤務をしなかった</u> 場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。	第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に <u>勤務した</u> 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に <u>勤務をしなかった</u> 場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。
2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u> であつて正規の勤務時間以外の時間に <u>勤務をした</u> 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u> であつて正規の勤務時間以外の時間に <u>勤務した</u> 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額) とする。

(1) 第 1 項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務 1 回につき、1 万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額 _____

(2) 略

4 略

_____ とする。

(1) 第 1 項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務 1 回につき、1 万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)

(2) 略

4 略